

ルール・ポーランド人研究の現在と課題

——伊藤定良著『異郷と故郷——ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人——』によせて

割 田 聖 史

はじめに

伊藤定良著『異郷と故郷——ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人——』（東京大学出版会、一九八七年）は、それまで存在は知られていたが、関心を払われてこなかった「ルール・ポーランド人」という問題を日本の歴史研究史上に提示した。

ドイツ第二帝政期において、ポーランド人は、ドイツ最大のマイノリティであった。そして、ポーランド人は、本来の故地である東部諸州、ドイツ帝国の首都であるベルリン、ドイツ最大の工業地帯であるルール地方、の三地域に集中的に居住していた。

筆者は、主に一九世紀前半のポーゼン州に関する研究を行ってきた。⁽¹⁾今後、一九世紀後半へと研究対象時期を拡大していくに際して、これら三地域を検討していきたいと考えている。

東部諸州については、従来の研究を延長していくことを考えている。また、ベルリンについては、すでに試論を発表している。⁽²⁾これに対して、ルール地方のポーランド人に関して、筆者は未だまったく検討を行って

いない。その意味で、筆者自身の研究にとつてはまず、研究史の整理が必要である。

この点に立った上で、本稿は、伊藤定良著『異郷と故郷』を再検討し、同時に、伊藤以前の代表的な先行研究において提示された論点や問題意識を整理する。そして、網羅的ではないが、近年のルール・ポーランド人に関する著作において提示された論点を検討する。

一、『異郷と故郷——ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人——』をめぐって

——一、構成と内容

まず、『異郷と故郷——ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人——』（以下、本書）の構成と内容を示すこととする。

プロローグ

第1章 異郷と故郷

1 亡国の民

2 故郷から異郷へ

3 異郷のポーランド人

第2章 ポーランド人の結集と民族運動

1 民族運動のジャーナリズム

2 ポーランド人の組織的結集

3 ポーランド民族運動の広がり

第3章 ドイツ政治とポーランド民族運動

1 ポーランド労働運動の自立

2 帝国結社法とポーランド民族運動

第4章 「ポーランドの脅威」と民族抑圧

1 ポーランド人監視体制の確立

2 民族差別の拡大

3 社会的差別と改姓問題

4 プロイセンのマズール人政策

第5章 ドイツ帝国主義とポーランド民族運動

1 東部におけるゲルマン化政策

2 ドイツ帝国主義と国民統合

3 ルール・ポーランド人の運動と民族意識

4 ドイツ国民国家とポーランド民族運動

エピローグ

以下では、本書の内容を示す。

「プロローグ」では、二〇世紀初頭のルール工業地帯におけるポーラ

ンド人の改姓の事例が挙げられる。そして、ルール・ポーランド人を通して、プロイセン＝ドイツ国家・社会のあり方を検討することが示される。このルール・ポーランド人と比較されるのが、日本帝国における朝鮮人であり、その「創始改名」および「日本通名」である。自身のアイデンティティに深刻な危機を押し付けることとなる「改姓」という問題の背後には「ドイツおよび日本の社会における民族問題」があり、それを明らかにすることが示された。

第1章は、ポーランド分割、ドイツの工業化の結果、多くのポーランド人が、その居住する東部諸州から西部への移民したことが述べられる。そして、ルール地方には、統計では「ポーランド系」（ポーランド人とマズール人）およそ五〇万人がいたとされる。その多くは農村出身であり、ルール地方では炭鉱業に就いていた。

第2章は、ルール地方のポーランド人社会における出版活動や組織について検討している。

まず、出版活動は、ポーランド語新聞が着目される。一八九一年から週三回刊で刊行された『ヴィアルス・ポルスキ (Wiarus Polski, ポーランドの古強者)』を中心に扱っている。この新聞は、一九〇二年にはポーランド人独自の労働組合の設立で日刊紙となった。その性格は「カトリック的」であるが、ドイツ・カトリシズムの反ポーランド的見解を批判していた。他方で、民族主義的な傾向を持つ『ナロードヴィエツ (Narodowiec, 民族主義者)』が一九〇三年に刊行された。この新聞は、一九〇九年に再刊された後、『ヴィアルス』紙と争うようになる。しか

し、この競合がかえって、両紙の読者の拡大へと結びついた、とする。続いて、諸組織であるが、選挙、文化、宗教、体操、職業、教育、婦人、青年と「あらゆる分野」にポーランド人の組織が設立された。これらの諸組織は、政治的結社ではなく、むしろ、「政治生活における民族的分離」を目指していたと位置付けられる。

この他に、民族的祭典や一九一三年七月の「ポーランド勸業博覧会」、一九一三年一月のオランダでの「ポーランド人会議」が扱われている。第3章では、ルール・ポーランド人の運動とそれに対するプロイセン・ドイツ当局・警察、および、諸政党との関係が考察される。

一八九九年、職場でのドイツ語使用を規定する鉱山警察条例が規定された。ポーランド人労働者はこれに反対し、一九〇二年に独自の労働組合である「ポーランド人職業組合」を設立した。そして、一九〇五年と一九一二年の炭鉱ストライキに参加した。このストライキ、特に一九〇五年、の際には、ルールの組合は、故郷の東部諸州から財政支援があり、またルールのポーランド人小営業層も職業組合を支援した。このことは、ポーランド人からとっては、「さながら民族闘争の様相」を呈していたとする。同時に、ポーランド人の組合が、ドイツ人の組合と連帯したことの意味も認めている。

他方で、一九〇八年にドイツ帝国議会は、「帝国結社法」を可決した。この帝国結社法は、公の集会はドイツ語で討議されることを規定していた。そのため、ポーランド語を使用する集会は違法となる。しかし、結社法に対して、ポーランド人は、「沈黙の集会」で抵抗した。そのため、

ポーランド人の運動は収まることはなく、当局にとつてはこの結社法は、「なまくらな道具」でしかない、という結果となったのである。

第4章においては、プロイセン当局のポーランド人に対する警察体制が、一八九〇年代以来組織され、最終的に一九〇九年に「ポーランド人運動監視中央本部」の設立により確立したことがまず示される。この監視体制は、東部諸州も含むものであり、全ドイツ帝国におけるポーランド人監視体制が完成した。このような監視体制によって、民族的シンボル、歴史的行事、出版物、絵画などあらゆるものが監視の対象となった。このような「民族差別」に対して、ポーランド人は自己の正当性を主張した。しかし他方で、この時期に、当局側の政策として改姓を容易にしたこともあり、改姓者が急増した。改正問題は民族問題と連動していたのである。

また、この章では、プロイセン政府のマズール人政策について触れられている。プロイセン政府は、マズール人をポーランド人と比べて優遇することで、双方の間に「楔」を打ち込もうとしたのである。

第5章は、「ドイツ帝国主義とポーランド民族運動」として、ドイツのポーランド政策全体を一八七〇年代から確認している。例えば、ビスマルクは、ポーランド人に対して「例外法」という手段で対抗するのを「正当防衛」と論じ、それを継承した「小ビスマルク」・ビュローも「ゲルマン化」の正当性を主張した。このような政策や主張に対して、ポーランド人は抵抗し続けた。

最終的に、ポーランド人が、「ポーランド語とカトリシズムを両輪」

として、自身の民族的アイデンティティを訴えていったことは、プロイセン＝ドイツの国家・社会への「明白な異議申し立て」であつたと位置づけた。これに対し、プロイセン＝ドイツの支配側は、民族政策を通じて、差別と分断を持ち込むことで国民統合を図ろうとした。これこそが「帝国主義的民族抑圧」である、とした。

さらに、マズール人と反セミティズムの事例が指摘され、「民族運動内部の民族運動」と差別の存在が指摘されている。

「エピローグ」では、一九八二年夏の日本の教科書検定に対するアジア諸国からの批判をめぐる問題を引き取り、「西ドイツ＝ポーランド教科書勧告」の取り組みを示した後、一九八五年五月のヴァイツゼッカー演説の問題点を考察している。

一・二、本書への批判

本書に対しては、二つの書評がある。ひとつはポーランド史家の阪東宏のものであり、もうひとつはドイツ経済史研究者の野村正實のものである。それぞれの批判をここで確認しておきたい。

阪東は、本書に対して以下の三点の評価をしている。第一に「本書は日本における近・現代ドイツの研究史上の新しい領域を見事に拓いた」という高い評価である。第二に「ドイツ側官憲史料の信憑性と史料批判という問題」を挙げる。これは、伊藤本人も述べているように、官憲による統計の問題、ポーランド語新聞の官憲によるドイツ語翻訳の信頼性とその利用をめぐる問題を指している。

第三の批判がより重要である。阪東は、本書は「ポーランド人の主体的、集团的志向について、やや独断的な評価―それも一見些細な点で―を下しているかもしれない」とし、例として、「（ポーランド人＝カトリック）というモデル」、「『ポーランド語とカトリシズムを両輪とする』ポーランド民族意識」などが、「どの程度またどのような条件のもとで現実性を持ち、あるいは神話であるかは、批判的考察の対象であらう」と、伊藤が前提とする「ポーランド性」を批判する。また、改姓をしたポーランド人が「ポーランド民族性をすっかり剥奪されたかどうか」は「別の問題」である、とポーランド人のアイデンティティのあり方に対する伊藤の判断を批判している。

さらに、阪東の最も重要な指摘は、「ルール地方のポーランド人労働者の運動を、本書はもっぱら、ないし、主として民族運動として観察し、評価しているように見えることである。／社会主義運動におけるドイツ人とポーランド人の関係は本格的に考察されていない」という指摘である。この指摘は、本書の視角の最大の特徴を一言に言い表している。³⁾

続いて、野村の書評に移る。

野村は、ルール地方におけるポーランド人の存在はすでに日本でも知られていたが、それはあくまでもルール炭鉱を分析する際に「言及せざるをえないもの」としてであつた、とする。それに対して本書は、「ポーランド人のあり方とそれにたいする権力の対応を正面から問う」といふと評価する。

ただし、「著者が日本＝朝鮮・韓国関係とドイツ帝国＝ポーランド人

関係とを安易にオーバーラップさせているのではないか、そのためにドイツ帝国Ⅱポーランド人関係についていくつかの重要な点を検討しないままになったのではないか、という印象を持った」とし、以下の三つの論点を挙げる。

第一に、「ドイツ帝国がどのような論理によってポーランド人を体制内に統合しようとしたのか」である。ポーランド人はドイツ人と同じく国政選挙権を持っていたのに対し、日本統治下の朝鮮人は国政選挙権から排除されていた。したがって、支配民族への同化の強制だとしても、そこには「少なからざる相違が存在している」とした。そして、「ドイツⅡ『国民国家』論」の内実を吟味し、ドイツ帝国Ⅱポーランド人の関係と日本Ⅱ朝鮮関係との異同を明らかにすることで、「被支配民族は抑圧と差別のもとにおかれていた」という認識以上の歴史像が提示されるのではないかと問うた。

第二に、本書は、ポーランド人のマズール人に対して「言語的・宗教的偏見」や「反セミティズム」を内包していたことを指摘している。ナシヨナリズムは「帝国に対する抵抗のバネ」となりうるが、しかし同時に、ナシヨナリズムは「その裏側に暗然たる論理」を孕んでいるのではないか。それは例えば、民族抑圧に関して、「抑圧する民族対抑圧される民族という単純な二極構造」だけでなく、「抑圧される民族の間においてもまた抑圧Ⅱ差別構造を生み出すという重層構造」があるためである。これが、近代の「民族解放」が「ハッピーエンドに終わらない理由の一つ」であり、ナシヨナリズムを単に抵抗の論理としてのみ評価する

には、私たちは「すでに多くのものを『見てしまった』」。このような「抵抗というそれ自体高く評価されるべきものが同時に他方で暗澹たる事態をもたらす」かもしれないということに、本書は取り組むべきであったとした。

第三に、「異郷と故郷」という問題であれば、「ほかならぬ現在の西ドイツに外国人労働者問題が存在している」として、「現在のアクチュアルな問題をも射程におさめ」るべきとして、トルコ人労働者の問題との関連を扱うべきとした。

最後に、「本書は課題設定において新しい方向を打ち出しつつも、課題設定にふさわしい方法をまだ見いだしていないように思われる。とはいえ、本書によって発見された事実は今後の研究の確固たる基礎になるであろう。研究はたしかなスタートラインにいたのである」と全体を評価した。^④

二、『異郷と故郷』とその先行研究

ここでは、伊藤が参照している本書以前のルール・ポーランド人を扱っている先行研究を確認しておきたい。

伊藤も「あとがき」で指摘しているように、ドイツや英語圏においては、本書以前に一定の蓄積があった。その中でも特に、クレスマン、ムジノフスカの著作は、本書の構成・内容に大きく影響を与えているように思われる。そこで、この二つの著作を中心に、一九七〇年代から八〇年代の研究を確認しておきたい。

一九七〇年代には、ドイツ近代史研究において「社会（構造）史」が台頭していた。「社会（構造）史」は、ヴェーラーを中心に展開されるが、その関心は、産業化された近代社会の構造に向けられていた（他方で、日常生活への関心の欠如が指摘されている）⁽⁵⁾。この中で、近代工業を支えを下支えするルール地方はさまざまな関心が持たれた。そのルール地方の社会の集大成ともいえるのが、テンフェルデの『一九世紀におけるルール炭鉱労働者の社会史』である。⁽⁶⁾テンフェルデは、一九世紀前半からのルール地方の産業化の過程とそこで働く炭鉱労働者の社会構造を描き出した。しかし、この大著の中で、ポーランド人はほとんど関心が払われていない。

ルール・ポーランド人を主題とした著作の中で、クレスマン（Christoph Kleemann）著『ルール地方におけるポーランド人炭鉱労働者』が最も包括的であり、現在においても、ルール・ポーランド人研究における基本文献となっている。⁽⁷⁾

クレスマンは、それ以前の研究史の流れを、一、ルール地方の社会史からの視点。（二）では、ルール・ポーランド人は「ルール民族（Ruhrvolk）」の形成、ドイツ中心部の経済的發展と重工業地域の諸特徴の構成要素となる。（三）、マイノリティの現象形態と特徴に関する歴史的指向を持った社会学からの視点。（四）では、ルール・ポーランド人は、全般的シエーマに適用できる多様な指標を提供する。三、ポーランド史からの視点。（ルール・ポーランド人は、一九世紀後半以来のヨーロッパやアメリカへのポーランド人「出稼ぎ移民」の一部に属す

る）。これらの問題領域を架橋することがクレスマンの目的であった。そこでクレスマンは、ルール・ポーランド人の社会的統合の要因と形態であると同時に、この統合プロセスへの対抗措置である「国民的サブカルチャー」の形成を明らかにするとした。⁽⁸⁾

クレスマンの著作の対象時期は、第二帝政期から、ワイマル期、ナチ期を通じて一九四五年に及ぶが、その中心は第二帝政期である。特に注目されているのが、ハカティスト的なドイツへの「対抗措置」としての国民的サブカルチャーの担い手となる諸組織である。ポーランド職業組合（Zjednoczenie Zawodowe Polski、以下ZZP）、ドイツ内ポーランド連盟（Związek Polaków w Niemczech、ZPPN）といった団体、『ヴィアルス』などの新聞、選挙協会などの組織、聖職者を巡る当局との争いなどが概観的に示され、これらがポーランド人の「国民的サブカルチャー」の形成に結びつくとされた。

ポーランド人は、「帝国の敵」であったとしても、プロイセン国家市民であり、公にその目的を追求する可能性を持っていた。他方で、ポーランド人への抑圧は、ポーランド人内部での凝集力を高めることとなった。つまり、これらの組織の目的とそれに基づいた価値イメージは、決して最初から固定されていたのではなく、「むしろ、ルール・ポーランド人の発展の過程において初めて形成され、広範な層を獲得していったのである」とし、当局による抑圧との関係の中でルール・ポーランド人の運動が形成されたことを強調した。

このように、「閉鎖的な国民的システム」としてのポーランド国民的

サブカルチャーは、単に「対抗文化」ではなく、重要な社会的機能を果たし、同時に、長期の統合過程の架橋をしたといえる。そのため、ルール・ポーランド人のナショナリズムは、このような逆説的機能のために、その激烈な隔離願望にも関わらず、決して国民的な分離となることはなかった。これは、敵対的な環境への一種の適応でもあったのである。というのは、「かつての卑屈な非政治的農民」は、「差別とルール・ポーランド人社会への参入によって、国民意識を持ったポーランド人となった」のであり、そのことは同時に、「ドイツ西部における工業的環境への接統の強化」をもたらしたのである。そのために、一九一八年以降、そこから去るという決定は、彼らにとつて特に困難になったのである。⁽⁹⁾

このように、クレスマンは、ルール・ポーランド人の「国民的サブカルチャー」は、農村的なポーランド人が工業地域に移入することによって国民意識を持つことで初めて形成されたとした。そして、その機能は、ポーランド人内部を結集することだけでなく、そのような意識を持つナショナルな存在となることによって、かえって社会的統合を容易にするということを明らかにした。

次に、ムジノフスカ (Krysina Muzynowska) の『一八八〇—一九一四年期のルール地方におけるポーランド人出稼ぎ移住者』⁽¹⁰⁾を検討する。

ムジノフスカの目的は、ルール地方における「ポーランド人労働力の中心地域の発生の過程とその発展の特質」を叙述することであった。ここでは、「農民から労働者への変化を生じさせた法則」と「一九世紀の九〇年代以来強くなってきた国民意識」が特に重要な役割を果たしたと

する。このポーランド人移民には、外部からの二つの影響があった。一つは、プロイセン国家によるポーランド人に敵対的な政策である。他方は、ドイツ労働組合への従属や統合を妨げようとするポーランド市民層による移民への働きかけである。

国民意識の強化と同時に、ポーランド労働者の下に、一九〇五年と一九一二年にルール地方の大炭鉱ストライキへと深化する階級意識が発展した、とする。「本書の本質的な関心は、この過程とともに、ルール地方で発生したポーランド労働組合、つまりポーランド職業組合 (ZVP) の特殊性を明確にすることであり、その成立、展開、故郷の労働運動へ影響しようとする試み」を明らかにすることとされた。

その上で、ムジノフスカは、以下のように時期区分を行った。

第一は、一八七六年から一八九五年である。この時期は、移民が生活環境の変化に適応しようとし、先鋭的な小グループが成立した時期とされる。

第二は、一八九五年から一九〇五年である。この時期は、移民の組織が形成され、それを通じて、隔離された、独自の労働組合に組織された集団として、一九〇五年の大炭鉱ストライキへのポーランド人の参加が可能となった。

第三は、一九〇五年から一九一四年である。この時期には、ルール・ポーランド人社会は十分成長し、さらにはその中に明確な緊張が現れたとする。その緊張は、一方で、彼らの影響を故郷と同様にドイツ帝国全体に及ぼすというルール・ポーランド人側の要求であり、他方は、移民

の経済的・政治的潜在力を利用しようとする東部のポーランド市民層の意図から生じた。

この発展段階の頂点は、一九一二年の炭鉱ストライキである。ポーランド人は、社会民主的炭鉱労働者組合の最重要なパートナーとして、大ポーランド主義的な派閥の意図に反して、そのストライキに参加した。このストライキへのポーランド人の参加は、社会的意識の成熟とその急進化の度合いを示している、とした。⁽¹⁾

ルール・ポーランド人は、プロイセン当局からの抑圧に対して、協会・組合活動で対抗した。その組織力により、ルール・ポーランド人組織の指導者は、東部と比較して、「より急進的」となった。このことはストライキ闘争の間に明らかになった。

それにもかかわらず、その国民意識は、故郷との結びつきが深まる感覚や移民者との結びつきの必要性が認識されていた。これは、すでに移民の中で生まれた世代がゲルマン化の過程にあつたために特に強調された。このような国民意識の成長は、プロイセン当局の反ポーランド政治の結果である。他方で、東部諸州の市民層は、ルール・ポーランド民衆の防衛のための結集を、社会民主主義に対する防波堤として利用した。⁽²⁾

ムジノフスカは、ルール・ポーランド人のポーランド人としての国民意識を強調し、その形成を故郷である東部の影響の下にあるとしている。他方で、東部に対する移民の経済的・人口的な影響を指摘する。ルール地方と東部の相互関係を強調することにより、ルール・ポーランド人は、ポーランド史の一部を構成していることが示されているのである。

る。

クレスマンがルール・ポーランド人のドイツの工業社会への統合を強調するのに対し、ムジノフスカはポーランド国民意識を強調するという点にその主張の違いを見出せるだろう。

すでに指摘されているように、本書における「ルール・ポーランド人」の把握の中心は、「民族問題」の問題系である。その意味で、ムジノフスカの立場に近いと考えられる。同時に、伊藤の分析は、ドイツ帝国主義、その表れとしてのドイツ政治にまで視野が及んでいる。この点では、クレスマンと同様、社会（構造）史的な手法であるといえる。

しかし、筆者は、伊藤の最大の主張は、「差別」の存在の指摘とそれに苦しむ民衆の姿を描き出すことであつたと考える。そのために、従来ほとんど取り上げられてこなかった「改姓問題」に光を当てたのではないだろうか。「プロローグ」でも真つ先に取り上げられているのはそのためであると考ええる。そのために、朝鮮人との比較は、野村の指摘するように政治的権利の差異があつたとしても、差別される側の心情に迫っていくためには、伊藤にとつて必然であつたのである。

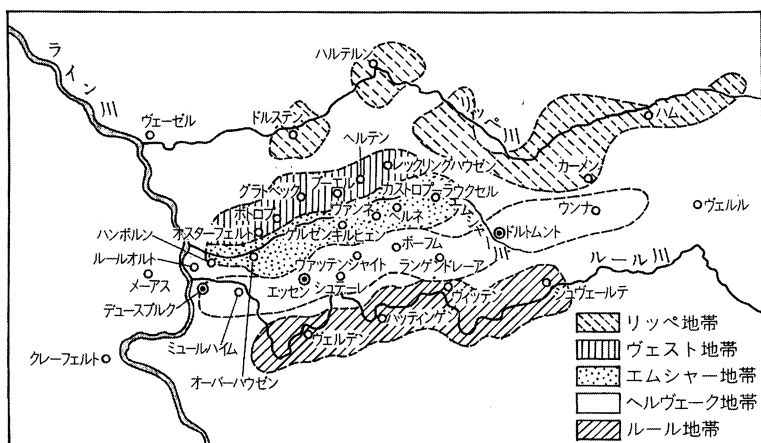
三、近年の研究における論点

ここで、全体の状況を把握するために、ルール・ポーランド人という「現象」について確認しておきたい。

まず、ルール地方と呼んでいる地域であるが、歴史的な統一性をもつた地域でも、統一的な行政区分でもない。州ではライン州とヴェストフ

アーレン州にまたがり、県のレベルだとデュッセルドルフ県、ミュンスター県、アルンスベルク県にまたがっていた。

「ルール地方」の名称は一九世紀前半には使用されるようになり、一八四〇年代以降新たな鉱山が開発されて以降、飛躍的に炭鉱地域が拡大していった。この全体が地図1である。



地図1 ルール地方の地帯区分 (伊藤定良『異郷と故郷』、31頁)

ルール・ポーランド人研究の現在と課題

— 伊藤定良著『異郷と故郷—ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人—』によせて

このようにルール地方は、東西約六〇km、南北約四〇kmの範囲の地域である。この地域の内部において、発展の開始時期を基に四つから五つの区分がなされる。さらに、その区分や炭鉱や都市ごとに文化や労働条件が異なっていた。

ルール地方の発展は一八四〇年代から始まっているが、そこにポーランド人が現れたのは、一九世紀後半であった。ポーランド人は、一八六一年には一六人を数えただけ

であったが、一八九〇年代以降爆発的に増加し、最終的に第一次大戦前には五〇万人を数えた。しかし、第一次大戦後、多くの者がこの地域を離れたことで減少した。

このように見ていくと、「ルール」という地域は、決して一体性を持つていたわけではない。そこで、都市などの個別単位を対象とする研究も出ていた。⁽¹³⁾ また、同様に、現在の国民国家論の観点から見ると、「ポーランド」「ドイツ」という国民的な結集単位や国民意識の指定についても批判的に考慮しなければならない。さらに、ルール地方にポーランド人が大量に存在した時期は、一八九〇年から一九二〇年代初頭のおよそ三〇年間である。このように、「ルール・ポーランド人」とは、一定の時代と地域に存在した歴史的存在として扱われなければならないのである。

上述のような筆者の問題意識から見ていくのは、ステファンスキ (Valentina-Maria Stefanski) の著作である。⁽¹⁴⁾ 筆者は、この著作の第二版 (一九九一年) を使用したが、初版は一九八四年に刊行されている。

ステファンスキの問題設定を確認しておく。ルール・ポーランド人の統合は、当時の西ドイツの「ガスト・アルバイター」の統合の歴史的モデルとみなされていた。ルール・ポーランド人は、その統合が「相対的に摩擦なく行われた」とされ、長期の統合過程および多くの争いや問題が忘却されている。そのため、ドイツ社会は、ポーランド人を「消化」したとなり、今日の「ガスト・アルバイター」も「消化」できるだろうとされるのである。ここでは、「意識的にせよ無意識的にせよ、ドイツ

社会とドイツ文化の優位が暗黙に前提されている」。そこでステファンスキは、長期の意図せざる過程における少数派／外部集団の全体社会への統合の可能性と限界について検討するとした。

ステファンスキは、労働移民のアイデンティティレベルは、ポーランドやドイツといった国民国家ではなかったとする。マズール人およびポーランド移民の「わたし・われわれ意識」は、彼らの故郷である歴史的地域や宗派によって規定されていた。「マズール人は、ポーランド人でも、プロイセン人でもなく、単にマズール人であり、ポーランド人労働移民は、ポーゼン人、クヤーフィ人、シュレージェン人であり、今日の意味でのポーランド人ではなかったのである。」。今日ポーランド移民の国民意識と呼び表されているものは、「ルール地方で初めて呼び起こされた」ものである。その結果、ルール地方のマズール人やポーランド人は、宗派的な違いのために相互に異質となった。また、ポーゼン州からのカトリックのポーランド人とシュレージェンからのカトリックのポーランド人の間にもまた相違があった。移民のそれぞれの集団は、自身が唯一の真のポーランド性を代表し、他の集団は方言の差異やそれに伴う一定の異質性のためにそれがないと信じていたためである。⁽¹⁵⁾

このように、移民集団の「ポーランド人」というアイデンティティは、ルール地方において初めて形成され、しかも出身地域ごとに異なるなど決して一様なものではなかったことが前提とされるべきとした。さらに、ポーランド人とマズール人の差異もルール地方に移民としてきてから生じることとなった指摘されている。

移民集団は内部に差異があるものであったが、ルール地方の元来の住民にとっては、単なる「外部者」であった。住民も官吏も、移民内部に何の差異を見出さず同一に扱った。そこで、この社会内部における位置が集団全体および個々人の機会を決定することとなる。この分析のために、エリアスとスコットソンの「定住者－外部者－配置 (Etablieren-Aussenseiter-Konfiguration)」というモデルが応用される。⁽¹⁶⁾ このモデルは、グローバルであり、さまざまな歴史的段階に適用可能であり、さらに集団、階級、社会層内部の権力・機会相違を明らかにできるとした。

具体的には、マズール人も多く居住していたギルゼンキルヒェンを事例として定住者－外部者－配置を確認した後、当局による監視、諸組織を検討している。そして、最後に今日の外国人労働者との比較を行っている。

ステファンスキは、ルール地方における「定住者－外部者－配置」の成立について以下のように説明している。炭鉱コロニーのすべての住民は移入民であったが、すべての東部諸州から来たわけでない。しかし、東部からの移民は言語や宗派的に目に付く「他者」であったために、現地住民からは脅威として受け取られた。そこで、「定住者」という位置を守るために、コロニー居住者は「ボラツケン」というレッテルを貼られた。さらに、コロニーと元々の居住地区の間の空間的な距離のために、コミュニケーションは困難であった。こうして、典型的な「定住者－外部者－配置」が成立した。

このような配置に対して、ポーランド人移民は、彼らに割り当てられ

た役割を認める以外の方法はなく、現地住民への適応することも不可能であった。このため、ポーランド人移民は内部で密接に連携し、次第に接触は強くなり、緩やかな社交的会合が催され、協会などの組織へとなっていた。このような組織は、当初は具体的な生活扶助を目的としていたが、次第に組織を通じての「定住者・外部者・配置」の克服を目指すこととなる⁽¹⁷⁾。

ステファンスキは、ドイツ人对ポーランド人の対立を前提とせず、元々の現地住民と移住者の関係から、ルール・ポーランド人の形成の初期段階を明らかにしようとしている。これは、「民族」を前提としないため、ナシヨナリズムはルールの移民集団の本質ではなく、結集のために利用される機能と理解されているといえるだろう。

ナシヨナリズムとポーランド人労働運動に真正面から取り組んだのは、クルチツキ (John J. Kulczycki) であつた。クルチツキは、ドイツ領ポーランドにおける学校ストライキの研究⁽¹⁸⁾で著名であるが、一九九〇年代にはルール・ポーランド人を研究対象としている⁽¹⁹⁾。クルチツキは、ポーランド人の労働運動と労働組合を直接の対象としているが、従来の研究史におけるその扱いについて、「ルール地方の労働運動に関する研究において、ポーランド人炭鉱夫についてはあまり触れられず、労働組合についても考慮されてこなかった」。クルチツキは、この原因を以下の三つに求める。

第一は、ナシヨナリズムである。「われわれはナシヨナリズムの時代を生きており、歴史の研究もナシヨナルな線に沿って組織される」。そ

のため、ルール地方の労働運動は、「ドイツ人」の労働運動として認識される。第二に、農村地域からの移民、特に伝統的な宗教的信念の影響にある者は、労働組合の加入をあまり望まず、労働運動の進展にとって障害となるという見解である。ポーランド人労働者は、「賃金抑圧者」「レート破壊者」「ストライキ破り」としての役割を与えられることとなる。第三に、史料そのものの問題である。プロイセン当局、同時代のドイツの労働組合は、ポーランド労働組合を第一義的にナシヨナリスト組織ととらえていた。

そして、従来の研究は、ルールにおけるポーランド人コミュニティの編成の歴史に焦点を当ててきたために、労働運動におけるポーランド人炭鉱夫の役割の解明では満足しなかったとした。これに対し、クルチツキの目的は、まさにこの労働運動におけるポーランド人の役割の解明であるとした⁽²⁰⁾。政治的構造に大きな変化のない期間における外人労働者とドイツ人労働運動の関係を見ていくことで、彼らの外国人憎悪 (Xenophobia) と連帯を明らかにしようとした。

具体的には、時系列的に沿って、一八八九年の大衆ストライキ、一八九九年の「ポーランド暴動」、一九〇五年と一九一二年の大衆ストライキを追い、一九一二年のストライキの影響を最後に確認している。そして、クルチツキは、ポーランド組合は確かにナシヨナルな性格を持っていたが、ストライキの中で、ドイツ人との連帯を示していた。その連帯の障害となっていたのは、むしろ、現地住民の外国人憎悪がより大きく影響していると結論付けた⁽²¹⁾。さらに、クルチツキは続く著作において、

Z Z Pに焦点を当て、前著のテーゼを詳細に検討している。⁽²²⁾

ルール・ポーランド人を対象とするのは、歴史研究だけでなく、移民研究も同様であり、マククック (Brian McCook) の著作がルール・ポーランド人とアメリカの北東ペンシルヴァニアへの移民を比較している。⁽²³⁾

マククックは、現代を(第二の)「移民の時代」ととらえている。第一の「移民の時代」は、一九世紀後半から一九二〇年代初頭であり、大量のポーランド移民が生じたのはまさにこの時代である。そこで、マククックは、ルールと北東ペンシルヴァニアにおける移民ポーランド人の統合パターンを検討し、ヨーロッパとアメリカの社会への長期的な影響を理解することを目的とする。マククックによれば、一八七〇年から一九一四年の間に、ルールにはおよそ三〇万人、北西ペンシルヴァニアにはおよそ一六万人のポーランド人が移入した。彼らの出自、外見、職業的雇用、組織パターンは多くの点で類似しており、また、大半は故郷とコンタクトをとっていた。それにもかかわらず、双方の発展は、ホスト社会の政治的・経済的・文化的環境の中での経験によって異なっていた。そして、この差異は、第一次大戦後に劇的に異なる結果となった。

北西ペンシルヴァニアのポーランド人の大多数は、一九二〇年代半ばまでには、アメリカ社会への受容を選択した。これと対照的に、ルールのポーランド人の三分の二は、フランスへ移民するか、故郷へ戻った。残り三分の一は、戦間期にドイツ社会に統合された。

このような差異がなぜ現れるかを検討することで、マククックは、「市民権のアイデンティティを定義することと民主国家に属することに関する

る政府・市場・市民社会の役割の理解を広げること、そして、包含のパラメーター、私(マククック)が「統合の境界」と呼ぶところのもの、を再定義しようとする排除された側の努力について理解することが目的である」とした。

ポーランド移民は、グローバル経済の勃興、民主的国民国家の安定化、近代大衆文化の出現というコンテクストの中で移民が生じた最初のエスニックグループの一つであった。ポーランド人は、ドイツでは最大のエスニックマイノリティを、アメリカでは一八七〇年から一九一四年の間に到着した「新移民」の最大のグループの一つを構成した。「両国において、ポーランド人は内なる『他者』であった」。

一方で、これらの移民とドイツ・アメリカの「ホスト」の間の接触において、ポーランド人は、「上からの」アイデンティティを押しつける試みに対して、「下からの」カウンターヘゲモニックなアイデンティティを発展させることで競合したため、アイデンティティ編成過程においてアクティヴなエージェントとなりえたのである。⁽²⁴⁾

全体としてみると、「第一次世界大戦の前夜までには、両地域のポーランド人は、故郷とホスト社会に影響された高度に複数的でトランスナショナルなアイデンティティを保持していた。しかし、それは相互に異なっていた」。そして、多くの者は、彼らが生きるホスト文化から生じた階級・ジェンダー観を含んだ「ポーランド性」の概念を抱いていた。

例えば、男性鉦夫の場合では、「真の」ポーランド人とは、一定のエスノ言語的／宗教的基準を満たすだけでなく、ポーランド独立の大義を

先導し、ゲルマン化やアメリカ化の圧力に対してそのエスニシティを防御し、さらに、階級意識を持った尊敬すべき労働者であり、生産者であり、家族の保護者であり、社会秩序の庇護者でなければならなかった。他方で、「正しい」ポーランド女性は、政治的には、一定の限界はあったが、公共圏で活動的であった。ただし、ポーランド女性の第一の義務は、きちんとした家庭生活を守ることであり、子供に国民意識を吹き込むことであつた。⁽²⁵⁾

このように、ルールと北西ペンシルヴァニアという移民先のホスト社会の差異だけでなく、ジェンダー的な差異もエスニックな自己意識に影響を与えていた。

そして、第一次大戦後に現れた適応の差異は、トランスナショナルな限界を示しており、長期的にはポーランド人のホスト社会への統合の度合いを示していた。マククックは、「近代的な市民権は、政治的・市民的な権利だけでなく、文明的・同権的な人間として必要な純粹な社会的・文化的権利も包含しなければならない」とし、包含と承認を巡るポーランド人の闘争はまさにこのためであつたとする。具体的には、ルール・ポーランド人は、プロイセン市民として、北西ペンシルヴァニアよりも、大きな政治的・市民的・社会的権利を享受していた。しかし、文化的権利に関しては反対であつた。この相違は、二つの地域における「産業や市場の組織、経済や文化における国家の役割、一時大戦前における市民社会の相対的な強さ」の差異から生じたとした。

ポーランド移民がエスニック文化を維持しつつ、移民受け入れ社会に

おいてその構成員として受け入れられ、文化を共有するコミュニティを形成するためには、可視的なものとなり、公共圏においてさまざまな立場で積極的な参加者となる必要があつた。こうして、ポーランド人は、地域社会の現地メンバーと直接接触し、精神的境界を破壊・再形成させるのに役立つ交流を作り出した。こうして、ポーランド移民は、より「異質的なもの」でなくなつていったのである。⁽²⁶⁾

これが、マククックがいうところの「統合の境界」とその移動である。移民がホスト社会にいかにか受容されるかの基準が「統合の境界」であるといえるだろう。この基準は、ナショナルイティ（エスニシティ）だけではなく、職業、宗派、ジェンダーなどさまざまな要素が組み合わさっている。ポーランド人移民は、これらの諸要素から構成される「統合の境界」を個人あるいは組織を通じて移動することで、ホスト社会に対して自らを受け入れさせ、自らもホスト社会の文化を共有していったのである。このようなモデルは、ステファンスキの用いた定住者・外部者・モデルと類似しているが、マククックの「統合の境界」はより可変的・流動的であるといえるだろう。

おわりに

以上、『異郷と故郷』から出発して、ルール・ポーランド人に関する諸研究についてまとめてきた。網羅的なサーヴェイではなかったため、抜け落ちている研究も多くある。⁽²⁷⁾ 一点だけここで触れておく。

研究の進展とともに、問題対象が細分化し、問題意識も共有できなく

なるという状況は普遍的である。特にルール・ポーランド人の研究は、ドイツとポーランドの双方の研究潮流があるためになおさらである。二〇〇三年にそれらを付き合わせようとして、ドイツ人とポーランド人研究者が会合を開き、その成果を論集とした⁽²⁸⁾。この論集は、個別研究の最新の成果といえるだろう。しかし、全体としての統一的な問題設定はないため、今後のルール・ポーランド人研究の方向性というものは打ち出せてはいないといえる。

本稿で見てきたように、ルール・ポーランド人を扱う視角は、まず「ポーランド人」として扱うことであつた。この「ポーランド人」であることが、いどこで形成されるかに関する見解でアプローチの差異が現れる。ムジノフスカは、最初から「ポーランド人」は、ポーランド人であつた。クレスマンは、この「ポーランド人」は、農村的なものであり、ルールに来て初めてそのような意識を持ちうるとした。それは、ドイツ国家・社会との統合をめぐる問題から生じるものであるとした。

『異郷と故郷』における伊藤は、この中間にあるといえる。ドイツ国家・社会との関係の中で「ポーランド人」を論じる場合は、クレスマン同様、形成の側面が強く打ち出される。「改姓」が問題となる際には、「ポーランド人」であることの「喪失」への深い「同情」が読み取れる。このような伊藤の立場は、歴史家としての伊藤の特徴であると筆者は考える。また、外国史研究としてルール・ポーランド人のような事例を扱うときに、いかに自身の問題にひきつけられるかが問われることとなる。伊藤は、この問題にこそ真正面から向かい合っているのではないだろう

か、と筆者は考える。

近年の研究では、ドイツ人・ポーランド人、カトリック・プロテスタントといった属性以外において、定住者と外部者（ステファンスキ）、移民とホスト（受け入れ側）（マククック）といった従来とは異なる二項対立の設定とその相互関係に基づく問題設定がなされている。このような設定は、分析のための概念としては非常に有効に機能すると筆者は考える。特に、マククックの「統合の境界」という概念は、その可変性のために、両極の間をうごめいている人々を分析するのに非常に有効足りえるだろう。

クルチツキにおいては、労働運動におけるポーランド人とドイツ人の憎悪と連帯が主題となっている。ナショナリティの対立という問題は、一見古臭く、用意に乗り越えられそうに見えるが、ベルリンの壁の崩壊、東欧・ソ連の崩壊だけでなく、その後の民族紛争や九一一を「見てしまった」私たちにとつて、最も難しい問題である。この問題に対して、クルチツキは「ナショリズムは、分断すると同様に結びつける」⁽²⁹⁾という機能を持つことを指摘し、ドイツ人とポーランド人の労働運動の連帯をポジティブに展望した。また同時に、ナショナリズムの研究対象とする場合、歴史の認識と叙述において、「歴史家がナショナルなバイアスを克服できなければ、過去の研究は、啓発（edification）の力のほとんどを失ってしまうだろう」と歴史家の過去に対するアプローチの仕方について警鐘を鳴らしている⁽³⁰⁾。

しかし、叙述をする場合、「ナショナルなバイアス」をできるだけ避

けえたとしても、叙述をする者の立場は必要である。当事者でもなく、対象との直接的な共通の属性がない者はどのような立場性をとりうるのか、という問題は開かれたままである。伊藤が自身の問題意識とその同時代の感覚で著した『異郷と故郷』は、その問題意識のゆえに、私たち（少なくとも私）にとつて、四半世紀を経たいまでもルール・ポーランド人の問題へ切り込んでいくためのよすがたりうるのである。

注

- (1) 割田聖史『プロイセンの国家・国民・地域——十九世紀前半のポーゼン州・ドイツ・ポーランド』(有志舎、二〇一二年)など参照。
- (2) 割田聖史「異化と統合のはざま——帝都ベルリンのポーランド人」『国民国家の比較史』(有志舎、二〇一〇年)。
- (3) 阪東宏「書評 伊藤定良著『異郷と故郷——ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人——』」『歴史評論』四五五号(一九八八年三月)、九八—一〇二頁。
- (4) 野村正實「書評 伊藤定良著『異郷と故郷——ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人——』」『社会経済史学』五四—三(一九八八年九月)、一三八—一四一頁。
- (5) 「補章 現代歴史学論争——ドイツ近現代史の見方ととらえ方」木谷勤、望田幸男編著『ドイツ近代史』(シネルヴァ書房、一九九二年)参照。
- (6) Tenfelde, Klaus, *Sozialgeschichte der Bergarbeiterschaft an der Ruhr im 19. Jahrhundert* (Bonn-Bad Godesberg, 1977).
- (7) Kleemann, Christoph, *Polnische Bergarbeiter im Ruhrgebiet, 1870-1945. Soziale Integration und nationale Subkultur einer Minderheit in der deutschen Industriegesellschaft* (Göttingen, 1978). ただし、ルール・ポーランド人についてまルール・ポーランド人研究の現在と課題——伊藤定良著『異郷と故郷——ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人——』によせて
- (8) Kleemann, S. 11-13.
- (9) Kleemann, S. 189-190.
- (10) Murzynowska, Krystyna, *Die polnischen Erwerbsauswanderer im Ruhrgebiet während der Jahre 1880-1914* [aus dem Polnischen übersetzt von Clara Bedürftig] (Dortmund, 1979). 本書は『*Polskie wychodźstwo zarobkowe w Zagłębiu Ruhry w latach 1880-1914* (Wrocław, 1972) のドイツ語訳であるが、筆者は原著を未見である。
- (11) Murzynowska, S. 11-13.
- (12) Murzynowska, S. 297a-297b.
- (13) Murphy, Richard Charles, *Guestworkers in the German Reich. A Polish community in Wilhelmian Germany* (New York, 1983) は『ボトロップ (Bottrop) を扱っている。また日本では、デュイスブルクの居住問題を扱った山本健児「二〇世紀初頭におけるルール地域鉱工業都市のポーランド人—デュイスブルク市ハンボルの都市化と移民マイノリティの居住パターン」『経済志林』六五—一(一九九七年)がある。
- (14) Stefanski, Valentina-Maria, *Zum Prozess der Emanzipation und Integration von Aussenseitern. Polnische Arbeitsmigranten im Ruhrgebiet* (Dortmund, 1991).
- (15) Stefanski, S. 10-12.
- (16) Stefanski, S. 12-13. エリアスとスコットソンの著作は、すでに日本に訳され

ている。エリasmus、ノルベルト・スリッテン、ハ・ジョン・L.『定着者と部外者 コミュニティの社会学』大平章訳（法政大学出版局、二〇〇九年）。この訳では「定着者－部外者関係」となっているが、本稿では訳語を変えてある。

(17) Stefanski, S.75-77.

(18) Kulczycki, John J., *School strikes in Prussian Poland, 1901-1907. The struggle over bilingual education* (New York, 1981).

(19) Kulczycki, John J., *The foreign worker and the German labor movement. Xenophobia and solidarity in the coal fields of the Ruhr, 1871-1914* (Oxford, 1994).

(20) Kulczycki, *The foreign worker and the German labor movement*, pp. 3-7.

(21) Kulczycki, *The foreign worker and the German labor movement*, p.259.

(22) Kulczycki, John J., *The Polish coal miners' union and the German labor movement in the Ruhr, 1902-1934. National and social solidarity* (Oxford, Washington, 1997).

(23) McCook, Brian, *The borders of integration. Polish migrants in Germany and the United States, 1870-1924* (Ohio, 2011).

(24) McCook, pp.2-3.

(25) McCook, p.165.

(26) McCook, p.167.

(27) 個別研究として、Matwiejczyk, Witold, *Katolickie towarzystwa robotników polskich w Zagłębiu Ruhry 1871-1894* (Lublin, 1999) があまり注目されつつ、なかつたルール・ポーランド人のカトリック諸協会を扱っている。

(28) Dahlmann, Dittmar/ Kotowski, Albert S. Kotowski/Karpus, Zbigniew (Hg.), *Schimanski, Kuzorra und andere. Polnische Einwanderer im Ruhrgebiet zwischen*

der Reichsgründung und dem Zweiten Weltkrieg (Essen, 2005). ポーランド語版として、Schimanski, Kuzorra i inni. *Polacy w Zagłębiu Ruhry 1870/71-1945* が二〇〇六年に刊行されているが、筆者は未見である。

(29) Kulczycki, *The Polish coal miners' union and the German labor movement in the Ruhr, 1902-1934*, p.2.

(30) Kulczycki, *The foreign worker and the German labor movement*, p.263.